プレスリリース

報道機関 各位



令和5年8月10日

干ばつ傾向の天候を受けて 市内農家を対象に渇水対策のための補助金を交付

今年の梅雨明け後の干ばつ傾向の中で、農作物等の被害の拡大が懸念されています。これを受け、見附市では下記のとおり「農作物等干ばつ被害応急対策」を実施し、地域の渇水対策等に対して補助金を交付します。

(1) 仮設ポンプ使用時燃料経費支援事業

- ●補助対象事業者 土地改良区、農家組合
- ●補助対象経費 農業用用水路等の共同施設へ補水するために用いたポンプ等 の使用に係る燃料費
- ●交付金額 補助対象経費の2分の1以内(上限 1団体当たり10万円)

(2) かん水用機械等整備対策事業

- ●補助対象事業者 農家組合、農業法人、農業者、養鯉業者
- ●補助対象経費 一定の要件を満たす補助対象事業者が、農作物及び錦鯉への 干ばつ被害を軽減させるために行う対策に要する経費
- ●交付金額 補助対象経費の2分の1以内(上限 1団体当たり10万円)
- ※各事業の詳しい情報は、見附市ホームページのトップページ内「新着情報」を ご確認ください。

URL (https://www.city.mitsuke.niigata.jp/8352.htm)

【本件の問合せ先】

農林創生課 農林整備係☎ (0258) 62-1700 (内線 224) 五十嵐

送信枚数 1 枚(この表紙含む)

発信者:見附市役所 企画調整課 秘書広報係 野村(内線315)

a (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006

